令和　　年　　月　　日

　農地転用に係る農地区分照会書

須賀川市農業委員会　宛て

　ＦＡＸ　０２４８－７２－９８４５　メール　nogyoiin@city.sukagawa.fukushima.jp

【照会者】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住　　　所 |  | 電話 |  |
| メール |  | ＦＡＸ |  |
| 氏　　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者　　　　　　　　　　　） |
| 転用目的 | 太陽光発電・資材置場・住宅・駐車場・その他（　　　　　　　　　　　） |
| 土地所有者 | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　　　　　 |

　以下の農地区分について、農振農用地を確認した上で土地所有者の同意のもと照会します。

【照会地】　※須賀川市は省略してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所在地 | 登記地目 | 面積（㎡） | 農業委員会回答欄 |
| 農地区分 | 備考欄 |
|  1 |  |  | 1・2・3 |  |
|  2 |  |  | 1・2・3 |  |
|  3 |  |  | 1・2・3 |  |
|  4 |  |  | 1・2・3 |  |
|  5 |  |  | 1・2・3 |  |
|  6 |  |  | 1・2・3 |  |
|  7 |  |  | 1・2・3 |  |
|  8 |  |  | 1・2・3 |  |
|  9 |  |  | 1・2・3 |  |
| 10 |  |  | 1・2・3 |  |

|  |
| --- |
| 　農地区分について上記のとおり回答します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　須賀川市農業委員会 |

【注意事項】

１　照会は次の順で行ってください。

　　①農振農用地の確認（照会先：須賀川市農政課　電話０２４８－８８－９１３８）

　　②農振農用地に非該当又は除外ができる場合は農業委員会に照会。

２　照会１回に付き土地の筆数は１０筆を上限とします。これ以上となる場合は本委員会の回答後に改めて照会してください。

３　農地転用の申請を行う際は別紙「許可基準確認表」で許可基準を確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 確　認　内　容 | 確　認 |
| 申請人 | 氏名、住所、職業等 | 譲渡人（被設定人）の現住所が土地登記簿（所有者住所）と一致しているか | □ |
| 異なる場合は、現住所の住民票を添付 | □ |
| 法人の場合、名称、代表者役職名及び代表者名 | □ |
| 法人の場合、商号・住所等が法人登記簿と一致しているか | □ |
| 申請地 | 所在地・地目 | 須賀川市 | □ |
| 転用目的 | 立地基準と一般基準を満たしているか | □ |
| 面積 | 土地登記簿と面積が一致しているか | □ |
| 実測による場合は、面積を２段書（実測図等添付） | □ |
| 土地登記 | 相続登記がすんでいるか（相続登記完了後に申請） | □ |
| 都市計区分 | ①市街化調整区域　②都市計画区域外 | □ |
| 許可基準 | 立地基準 | 立地基準はどの農地区分に該当するのか | 　 |
| 農振農用地区域内農地 | 原則不許可市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域に指定された農地 | □ |
| 第１種農地 | 原則不許可・10ヘクタール以上の集団農地・農業公共投資(土地改良事業等)の対象となった農地等 | □ |
| 第２種農地 | 第３種農地に立地困難な場合等に許可。・農業公共投資の対象となっていない小集団で生産力の低い農地・市街地として発展する可能性がある区域内の農地 | □ |
| 第３種農地 | 原則許可 | □ |
| 一般基準 | 資力及び信用性 | ①資金調達の計画があり転用事業を遂行できるか | □ |
| ②土地の効率的利用は見込めるか | □ |
| ②転用事業者が法人の場合は、転用事業が法人の業務範囲内か | □ |
| ③過去に農地転用の許可を取得している場合、その計画どおり転用事業を行っているか | □ |
| ④申請者が所有する農地に農地法違反（違反転用等）はないか | □ |
| 転用行為の妨げになる権利等 | ①農地法第３条第１項に掲げる権利（農地に係る賃借権、地上権、使用貸借権等）を有する者の同意を得ているか | □ |
| ②農地所有者の権利（農業者年金の受給等）に影響はないか | □ |
| 事業の実施 | 許可の日から概ね1年以内に転用目的に供することができるか | □ |
| 行政庁の許可等 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発許可等、転用事業につき他の法令による許認可等が必要か | □ |
| 転用面積 | 適正な事業目的を実現するために必要以上の面積となっていないか | □ |
| 事業の必要性 | 現在の状況及び今後の計画等から、その必要とする理由が具体的・詳細に決まっているか　※申請者自身の必要性を記載することに留意 | □ |
| 土地の選定※第３種農地を除く | ①申請地以外に該当地がなく、当該農地でなければならないのか※土地の売買が見込めることは理由になりません。 | □ |
| ②転用者の住所が須賀川市外にある場合は事業目的を達成する上での必要性があるか（例）市内に住居を構える、設備のメンテナンス業者が市内にある　など | □ |
| 被害防止 | ①土砂流出防止が必用か | □ |
| ②用排水施設に支障を及ぼさないか | □ |
| ③周辺の農地に農作業を行う上で支障を及ぼさないか | □ |
| 一時転用 | 転用期間は３年以内となっているか（営農型太陽光設備の場合3～10年） | □ |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【別紙】

転用許可基準確認表